

光市記者発表資料

令和8年8月13日

件 名

「書かない窓口」の運用開始について
～開始に先立ち、リハーサルを実施します～

内 容

光市では、各種証明書の申請や転入・転出などの手続きの際に来庁者の負担を軽減することを目的として、市役所市民課窓口サービス係において、申請書等の記入を不要とする「書かない窓口」を開始します。

これにより、来庁者の記入負担軽減を図るとともに、手続きの正確性向上や手続き時間の短縮につなげることを目指します。

1 運用開始日

令和8年8月26日（水）から

2 書かない窓口の概要

（1）書かない窓口とは

手続きに必要な申請書の作成を、持参いただくマイナンバーカード等の記載内容の読み取りや職員による聞き取りにより進めていきます。来庁者は内容を確認した後、住所などが印字された申請書に原則として署名することで、申請手続きが完了します。

（2）対応する証明及び手続き

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本などの各種証明書
住民異動手続き、マイナンバーカード関連の手続きなど
※一部手続きについては、従来通り申請書の記入が必要です。

3 リハーサルについて

（1）日時

令和8年8月20日（木） 9時～10時

（2）場所

光市役所1階市民課窓口サービス係窓口

（3）内容

証明書発行および住民異動手続きについて、実際の窓口対応を想定したリハーサルを実施します。リハーサルでは、職員が来庁者役と窓口担当役に分かれ、案内の流れや申請受付手順を確認します。これにより、より分かりやすく効率的な窓口対応を目指します。

問合せ 担当課 : 市民課
担当者 : 藤井、市川
電話 : 0833-72-1421